



テーマ 『扶桑町の文化財』

「ひまわりあんしん情報メール」の
配信登録

【QRコード】



【空メールアドレス】

fuso_bousai@entry.mail-dpt.jp

詳しくは扶桑町ホームページをご覧ください。

町政コーナー	 P 2 ~ 19
みてみよう町の仕事 Part.2	 P 2 ~ 5
平成 29 年度下半期財政状況を公表します...	P 8・9
放課後児童クラブ専用棟の建設が始まります...	P 14
家庭ごみ収集について	 P 15
情報のたまため箱	 P 20 ~ 22
募集コーナー	 P 23
Zoom	 P 24・25
保健コーナー	 P 26・27

「みんなの笑顔が かがやくまち 扶桑町」

平成 30 年度

みてみよう町の仕事 Part.2

政策調整課 内線 313

先月号に引き続き、平成30年度扶桑町予算について、第5次扶桑町総合計画の基本目標に基づく主な事業の内容や予算額をお知らせします。今月号は、基本目標3～5についてお知らせします。

なお、各事業の内容は概要のみの紹介ですので、詳しくは直接各担当課へお問い合わせください。

基本目標3

みんなで“守る”

～思いやりのある安全・安心なまちづくり～

環境保全・循環型社会

◇住宅用太陽光発電システム設置補助事業

産業建設部産業環境課

事業費 360万円

地球温暖化防止、CO2削減のため、住宅用太陽光発電システム設置者に対し補助します。

◇住宅用太陽熱利用システム設置補助事業

産業建設部産業環境課

事業費 13万5千円

地球温暖化防止、CO2削減のため、住宅用太陽熱利用システム設置者に対し補助します。

◇尾張北部環境組合負担金

産業建設部産業環境課

事業費 2,100万1千円

新ごみ処理施設整備を推進します。

防災

◇雨水貯留施設整備事業 **新規**

産業建設部土木課

事業費 8,430万円

丹羽用水沿いにおいて浸水被害が多発する状況の中、浸水被害の抑制を図るため、治水対策として斎藤字座敷野地内に雨水貯留施設を設置します。

◇Jアラート受信機更新事業 **新規**

総務部総務課

事業費 278万6千円

自動起動までの処理時間を短縮し、災害発生時の被害の軽減を図ります。

◇防災マップ作成事業 **新規**

総務部総務課

事業費 373万7千円

地震と水害をまとめた防災マップを作成します。

◇避難所等標識の設置・更新事業 **新規**

総務部総務課

事業費 257万5千円

避難所・避難場所（23箇所）の標識の設置及び更新を行います。

◇木造住宅耐震改修補助事業《拡充》

総務部総務課

事業費 890万円

補助限度額を100万円に引き上げ、耐震化を促進し、被害の軽減を図ります。

◇治水関係補助事業

産業建設部土木課

事業費 582万3千円

水田埋立防止協力金、雨水浸透桟設置費補助金、雨水利用貯留施設設置費補助金、浸水防止塀設置費補助金制度を継続して実施し、家屋の浸水被害の防止・軽減を図ります。

交通安全・防犯

◇交通安全対策事業《拡充》

産業建設部土木課

事業費 3,115万円

交通事故防止を図るため、カーブミラー、防護柵等の新設、小学校周辺道路にカラー塗装等の整備を実施します。また、安全・安心を図るため街路灯・道路照明灯の整備を実施します。

住環境

◇空家対策事業 **新規**

総務部総務課

事業費 21万4千円

空家等対策計画を策定し、総合的な空家対策を促進します。

◇都市計画総務一般事業 **新規**

産業建設部都市整備課

事業費 2,110万円

国道41号沿線地区の土地の有効活用を図るため、計画的な土地利用に向けて意向確認などを行います。

コミュニティ

◇自治振興事業 **新規**

総務部総務課

事業費 258万1千円

南新田公民館の改修工事費補助を行い、地域活動の推進を図ります。

基本目標4

みんなで“活かす”

～住み続けられる・魅力あるまちづくり～

公園緑地・景観

◇都市公園整備事業《拡充》

産業建設部都市整備課

事業費 6,172万5千円

都市公園等長寿命化事業として、遊具施設等の更新を行います。また、木曽川扶桑緑地公園グラウンドにおいて、防球ネットフェンスの設置及び高雄南公園において、トイレの洋式化を含む下水道接続工事を行います。

道路・公共交通

◇小淵江南線整備関連事業《拡充》

産業建設部都市整備課

事業費 1億1,132万9千円

小淵江南線整備に伴う側道等町道用地の取得等を行います。また、交通社会実験・交通安全対策計画の作成及び対策工事を行います。

◇道路維持補修事業

産業建設部土木課

事業費 1億2,720万円

計画的に道路舗装、側溝、歩道等の修繕を実施するとともに、要望等を踏まえ側溝の新設整備を実施します。また、橋梁長寿命化計画を踏まえ、3橋梁の修繕を実施します。

下水道

◇公共下水道の供用開始【公共下水道事業特別会計】《拡充》 産業建設部都市整備課

平成30年4月から高雄字定松郷・下山・薬師堂・南東川・北屋敷・中屋敷地区約16haの供用を開始します。

◇公共下水道工事【公共下水道事業特別会計】《拡充》 産業建設部都市整備課
事業費 3億720万円

幹線管渠工事 延長131m

枝線管渠工事 延長3,200m（高雄字米ノ山・羽根西・堂子・宮島・下野地区）

関連附帯工事（道路構造物・農水管移設・舗装修繕等）

◇五条川右岸流域下水道建設事業負担金【公共下水道事業特別会計】《拡充》 産業建設部都市整備課
事業費 1,674万7千円

五条川右岸流域下水道の管渠、処理場の整備費を負担します。

◇村田排水路改修事業【公共下水道事業特別会計】《拡充》 産業建設部都市整備課
事業費 8,650万3千円

高雄北郷交差点（犬山富士線と高雄橋爪線交差点）から西方向扶桑町地内約220mの排水路改修工事及び推進工事1式を実施します。

農業

◇農業人材力強化総合支援事業 産業建設部産業環境課
事業費 150万円

就農後の経営が確立できるよう、次世代を担う新規就農者に補助します。

商工業・労働

◇勤労者等生活資金融資等保証料助成事業 産業建設部産業環境課
事業費 17万3千円

勤労者等生活資金融資等に対し、保証料を助成します。

◇就職フェア 産業建設部産業環境課
事業費 12万1千円

扶桑町・大口町合同で中小企業を中心とした説明会を行い、求職者の利便と企業の人材確保を図ります。

◇勤労者等生活資金融資普通貸付利子助成事業 産業建設部産業環境課
事業費 7万2千円

勤労者等生活資金融資に対し、利子を助成します。

◇小規模企業等振興資金融資保証料及び利子助成事業 産業建設部産業環境課
事業費 786万円

小規模企業等振興資金融資に対し、保証料及び利子を助成します。

◇中小企業振興費補助事業

産業建設部産業環境課

事業費 150万円

中小企業者の経営を継続するための新たな設備投資事業に対する経費の一部を補助します。

◇商品券発行事業

産業建設部産業環境課

事業費 1,300万円

商業振興、地域経済活性化のためのプレミアム付商品券発行事業に補助します。

◇環境にやさしい住宅改善促進事業

産業建設部産業環境課

事業費 1,838万4千円

個人住宅改善に補助します。また、環境にやさしい改善や扶桑町の補助事業と同時に実施する改修には、上乗せ補助します。

◇扶桑町内企業再投資促進事業

産業建設部産業環境課

事業費 1,580万2千円

町内に長年立地する事業者が行う、工場等の新增設等の再投資に係る事業に要する経費の一部を補助します。

◇消費者行政推進事業

産業建設部産業環境課

事業費 185万1千円

消費生活センターを運営し、消費者のための相談業務と啓発を行います。

基本目標5

みんなで“創る”

～ともに支える自立した行政経営～

行財政運営

◇住民情報システム元号改正対応事業 **新規**

総務部総務課

事業費 609万2千円

元号の改正に備え、システムの改修を行います。

◇滞納管理システムの導入 **新規**

総務部税務課

事業費 247万6千円

システムを導入し、事務処理の効率化を図ります。

扶桑町の財政状況についてホームページで公表しています。

(問い合わせ：政策調整課 内線 313)

扶桑町役場ホームページ

<http://www.town.fuso.lg.jp/>

町政情報

→

予算・財政

→

財政

をクリックしてください。

6月は 児童手当・特例給付の支払月です

福祉児童課 内線 227

児童手当・特例給付の支払いは、2月、6月、10月の年3回です。6月は支払月のため、金融機関で振り込みを確認してください。

▼支払日 6月8日（金）

▼支払対象月 平成30年2月～平成30年5月分

▼手当月額

児童手当 3歳未満 15,000円

3歳以上小学校修了前 第1子・第2子 10,000円

第3子以降 15,000円

中学生 10,000円

特例給付（所得制限限度額を超える方）一律 5,000円



◆児童手当制度の手続きはお済みですか

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する目的から、中学校修了までの児童を養育する方に支給されます。ただし前年（1月～5月までは前々年）の所得が所得制限限度額を上回る方は、特例給付を支給します。

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合、児童手当を受給するには「認定請求書」の提出が必要です。（公務員の場合は勤務先）

※「認定請求書」を提出し、認定を受けなければ児童手当を受ける権利が発生しません。

児童手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由が消滅した日の属する月分まで支給されます。

◆児童手当の現況届の提出をお忘れなく

児童手当（特例給付）を受給されている方は、現況届（6月1日における監護状況等を記載）の提出をお願いします。これを忘れると、たとえ受給の資格があっても6月分以降の児童手当が受給できなくなりますので、ご注意ください。

▼提出期間 6月1日（金）～6月29日（金）（ただし土・日曜日は除く）

午前8時30分～午後5時15分

※6月6日（水）・20日（水）は午後7時まで受付を行います。

▼提出方法 福祉児童課窓口または、郵送（6月29日（金）必着）

▼現況届の用紙 本年5月現在の受給者には、6月1日以降郵送します。

▼添付書類

- ・厚生年金等に加入されている方（国民健康保険加入者を除く）は、健康保険証の写し
- ・配偶者が公務員の方については、「児童手当不支給証明書」の提出をお願いします。

※なお、監護・養育者（保護者）と児童の住所が異なる場合や、外国籍の方はご連絡ください。

人権擁護委員制度を

ご存じですか

住民課 内線249

6月1日は、人権擁護委員の日です。人権擁護委員は、人格、識見高く広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方を、本町の議会の意見を聞いて町長が推薦し、法務大臣が委嘱します。この人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵されることのないように監視し、もしこれが侵された場合には、その救済のために速やかに適切な処理をとることが使命とされています。

◆扶桑町の人権擁護委員（敬称略）

林 隆生 後藤 美津子
千田 純子 市川 峯子

◆特設人権相談

◆相談日 6月1日（金）

▼場所 扶桑町総合福祉センター

2階相談室

▼時間 午後1時30分～4時

プレミアム付き商品券の

販売について

産業環境課 内線272

扶桑町商工会では、町内共通プレミアム付き商品券を発行する予定です。販売日時など詳しくは、今後の広報紙で公表していきます。

▼問い合わせ

扶桑町商工会

☎（93）5111



6月5日は「環境の日」です

産業環境課 内線278

環境の日は、1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められました。国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境基本法」により「環境の日」が定められています。

「環境基本法」は、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるという「環境の日」の趣旨を明らかにし、国、地方公共団体等において、この趣旨にふさわしい各種の行事等を実施することとしています。

扶桑町でも「環境基本法」に基づき「扶桑町環境基本計画」（平成22年）を策定しました。

身近でできる環境対策（生ごみ削減）

生ごみを削減することは焼却に使うエネルギーを減らし、二酸化炭素削減にもつながります。

- ① 生ごみの水切りをする。
- ② 紙・布ごみを分別収集や紙回収、資源回収に出す。
- ③ プラスチックごみを分別収集に出す。
- ④ 剪定枝は生ごみに入れず、資源回収拠点に出す。

環境に対する様々な取組について、皆様のご理解とご協力をお願いします。

ご存じですか!? 119番通報の方法

丹羽消防署 ☎（95）5151

普段、あまり馴染みのない119番通報ですが、皆さんもいつ不幸にして火災に見舞われたり、救急要請が必要になるかもしれません。

いざという時に正確な119番通報ができるよう日頃から手順などを確認しておきましょう。

【ご家庭の加入電話による通報】

受話器を上げ、局番なしで「119」をダイヤルします。通報すると、以下の例のように119番受付員が必要なことを順にたずねますので、それに応じる形で、落ち着いてははっきり正確に答えましょう。

◆火災の通報例

119番受付員	通報者
火事ですか、救急ですか	火事です
場所はどこですか	扶桑町大字〇〇字〇〇番地です
何が燃えていますか	〇〇が燃えています
あなたの名前と今かけている電話の番号を教えてください	私の名前は〇〇〇〇です 電話番号は〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇です

◆救急の通報例

119番受付員	通報者
火事ですか、救急ですか	救急です
場所はどこですか	扶桑町大字〇〇字〇〇番地です
どうしましたか	〇〇（誰）が〇〇〇〇（どうした）です
あなたの名前と今かけている電話の番号を教えてください	私の名前は〇〇〇〇です 電話番号は〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇です

【携帯電話による通報】

携帯電話からの通報の場合、通報者自身の現在地が分からないことが多く、時間がかかりがちです。通報の前に住所表示や付近の目標などを確認しておきましょう。

また、通報後しばらくの間は電話の電源を切らず、現場近くの安全な場所に移動しましょう。

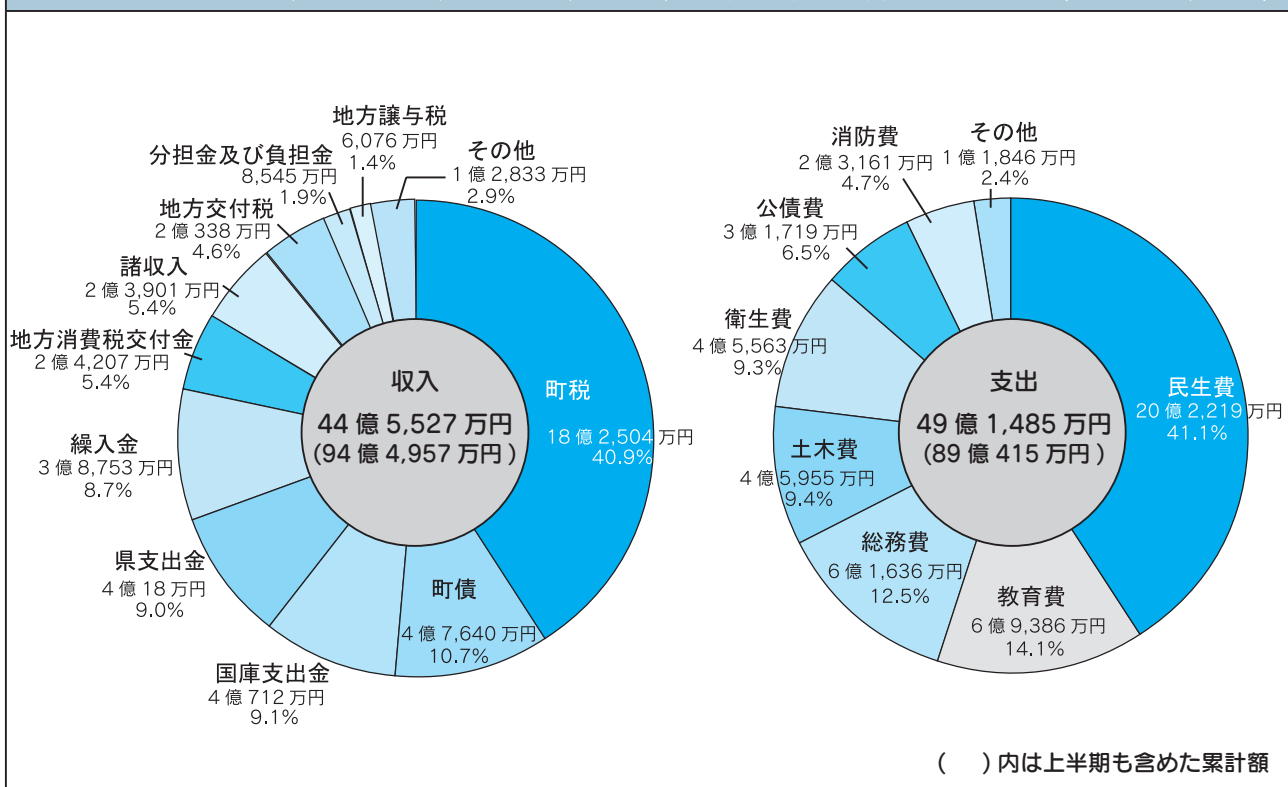
平成 29 年度下半期

財政状況を公表します

政策調整課 内線 313

扶桑町では、町民のみなさんに町政に対するご理解をいただくため、財政状況を公表しています。今回は、平成 29 年度下半期（10 月 1 日～3 月 31 日）の執行状況についてお知らせします。なお、4 月・5 月の出納整理期間にも収入・支出があります。最終的な決算状況については 12 月号でお知らせします。

平成 29 年度下半期 一般会計執行状況 (%は構成比)



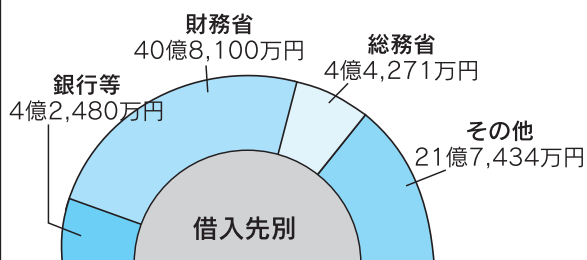
平成 29 年度下半期 特別会計執行状況

区 分	土地取得	国民健康保険	公共下水道事業	介護保険	後期高齢者医療
収入額	219 万円 (430 万円)	16 億 5,514 万円 (34 億 5,515 万円)	3 億 8,798 万円 (6 億 4,658 万円)	12 億 4,630 万円 (22 億 4,451 万円)	3 億 3,200 万円 (4 億 8,106 万円)
支出額	190 万円 (190 万円)	15 億 9,763 万円 (32 億 8,142 万円)	4 億 2,068 万円 (6 億 454 万円)	11 億 5,036 万円 (19 億 6,324 万円)	3 億 5,900 万円 (4 億 4,869 万円)

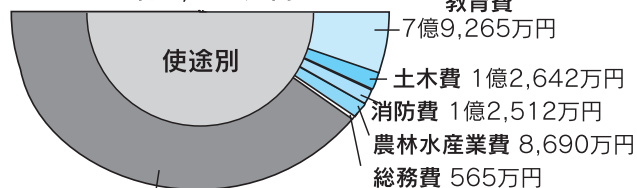
() 内は上半期も含めた累計額

町債の状況

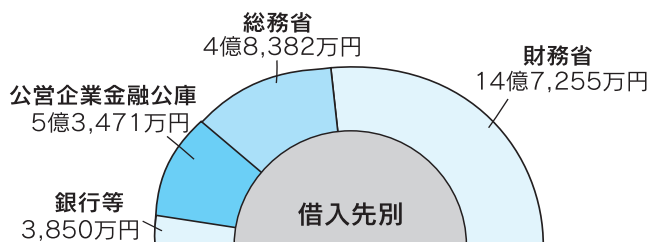
(平成30年3月31日現在)



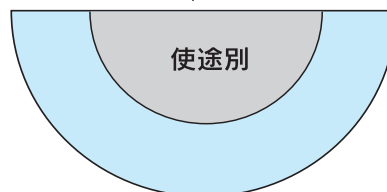
一般会計
71億2,285万円



使途が決められていないもの
(臨時財政対策債など)
59億8,611万円



公共下水道事業特別会計
25億2,958万円



みなさんのために 使われた費用は？ (下半期)

(一般会計)

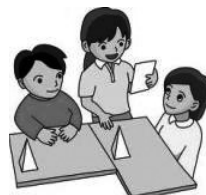
1人あたり 141,855円
1世帯あたり 355,685円



民生費
58,366円/人



教育費
20,026円/人



総務費
17,790円/人

一人あたり 141,855円

みなさんが町に納めた 税金は？ (下半期)

1人あたり 52,675円
1世帯あたり 132,077円



土木費
13,264円/人



衛生費
13,150円/人



その他
19,259円/人

町有財産 (平成30年3月31日現在)

土地 300,433.87㎡
建物 81,345.08㎡
基金 26億452万円
出資による権利
4億5,109万円

町勢 (平成30年3月31日現在)

人口 34,647人
世帯数 13,818世帯
面積 11.19km²

ふそう・ファミリー・サポート・センター事業を知っていますか？

福祉児童課 内線 225

扶桑町では、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人をつなぐ「ふそう・ファミリー・サポート・センター事業」を実施しています。

ふそう・ファミリー・サポート・センター事業は、地域において子育ての援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員となり、その会員同士を結び付け、子育て支援の活動をする会員組織です。

ふそう・ファミリー・サポート・センターは「NPO 法人 ママ・ちょこ」内にあります。

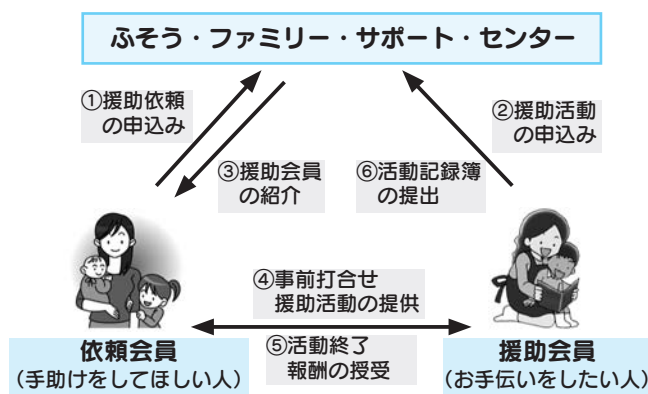
こんなことをしています

- 保育園、幼稚園へ乳幼児を送迎すること。
- 小学校の始業時間前又は終業時間後の子どもを預かること。
- その他育児のために必要な援助を行うこと。



一時的に子育てで困った経験をお持ちの方も多いと思います。近くに親戚も知人もいない場合などは、切実な問題です。そんな時、ふそう・ファミリー・サポート・センターは大きな力になります。

ふそう・ファミリー・サポート・センター事業の仕組み



《依頼会員が援助会員に支払う報酬の基準》

区 分	基 準 額
月曜日～金曜日 午前7時～午後8時	1時間あたり800円
土曜日・日曜日 午前7時～午後8時	1時間あたり900円

● 子どもを預かる場所は、原則として援助会員の自宅です。

援助会員・依頼会員募集！

現在、援助会員（お手伝いをしたい人）が不足しています。ぜひ、多くの方に援助会員に登録していただき、子育ての援助をお願いします。

▼問い合わせ

ふそう・ファミリー・サポート・センター事務局
NPO 法人 ママ・ちょこ 電話 080-8263-1215

保育園からのお知らせ

子育て支援センター『にこにこらんど』

(高雄保育園内)

◆0,1歳フロアー

日時★6月 1日(金) 午前10時～11時30分
親子ヨガ

6月15日(金) 午前10時～11時30分
七夕飾り作り・誕生会

◆2,3歳フロアー

日時★6月 8日(金) 午前10時～11時30分
保健講座

★6月22日(金) 午前10時～11時30分
七夕飾り作り・誕生会

※持ち物…着替え、水筒、帽子等

◆にこにこサロン 月～金曜日午前9時～午後4時

親子で、誰でも自由に遊びに来てください。

◆電話、面接相談

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

☎ (92) 4152



子育て支援センター『すくすくらんど』

(斎藤保育園内)

◆0,1歳フロアー

日時★6月 1日(金) 午前10時～11時30分
保健講座

6月15日(金) 午前10時～11時30分
七夕飾り作り・誕生会

◆2,3歳フロアー

日時★6月 8日(金) 午前10時～11時30分
ネットワークひろっこさん

★6月22日(金) 午前10時～11時30分
七夕飾り作り・誕生会

※持ち物…着替え、水筒、帽子等

◆すくすくサロン 月～金曜日午前9時～午後4時

親子で、誰でも自由に遊びに来てください。

◆電話、面接相談

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

☎ (93) 1867

園庭開放『ちびっこ広場』

高雄西保育園、高雄南保育園、山名保育園、柏森保育園、柏森南保育園で行います。予約の必要はありません。

日時 ★6月1日(金)・8日(金)・15日(金) 午前10時～11時30分

◎ 遊びの内容につきましては、保育園、子育て支援センターの「ちびっこ広場」の案内をご覧ください。

◎ 着替え、水筒、帽子等をお持ちください。

◎ いずれの保育園も駐車場がありませんので、自転車または徒歩でお越しください。

病児・病後児保育を 行っています

福祉児童課 内線227

病児・病後児保育とは、病気や病気の回復期である児童をお持ちの保護者が、勤務等で自宅での育児ができない場合にその児童をお預かりする事業です。

▼対象 扶桑町及び大口町に在住する生後7か月から小学校3年生まで（大口町在住の方は生後3か月から）

▼実施医療機関

つくしこどもクリニック

扶桑町大字柏森字平塚329番地

☎(93) 0600

予約専用

☎090(8556) 7502

▼利用時間 月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時30分

*土曜日・日曜日・祝日・その他実施医療機関の休診日は利用できません。

▼利用料金 1時間当たり500円

(1日最大3,000円)

保育中に実施医療機関の物を使用した場合には、実費徴収の場合があります。

▼利用申込み 実施医療機関へ直接お申し込みください。

●事前予約について：利用日前日につくしこどもクリニックで診察を受け、利用日当日も療養が必要であると認められるお子さんに限り、事前予約することができます。(先着1名)
●当日予約について：午前7時15分から正午まで予約ができます。但し、予約後のキャンセルはできません。

*登録申請・利用申請は事前にできません。登録申請書・利用申請書は実施医療機関及び福祉児童課にあります。
*診察の結果、利用できない場合があります。

▼定員 2名

▼持ち物 つくしこどもクリニックへお問い合わせください。

斎藤保育園と高雄保育園で
一時保育事業を行っています

福祉児童課 内線226

保護者の就労、入院、育児疲れなどにより、児童の家庭での保育が、一時的に困難になったときに一定期間の範囲で、保護者に代わって児童を保育します。

▼実施している保育所

斎藤保育園・高雄保育園

《対象となる児童と保育期間》

対象児童	保育期間
保護者の就労、職業訓練、就学等により、原則として平均週3日を限度として、断続的に家庭保育が困難となる児童	週3日 かつ 1か月14日以内 ただし、6か月を 限度とする
保護者等の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童	左記事由により 保育を必要とする 期間
育児疲れのために一時的に家庭保育が困難となる児童	ただし、1か月 14日以内とする

▼定員 どちらも1日10人

▼対象年齢 満1歳以上・就学前児童

▼保育時間 月曜日～金曜日

午前8時30分～午後4時30分
土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

▼休日

土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

《利用料金（児童1人につき）》

区 分	金額		
	1日 8:30 ～16:30	半日 8:30 ～12:30	半日 12:30 ～16:30
3歳未満児	2,000円	1,000円	1,000円
3歳児	900円	500円	500円
4歳・5歳児	800円	400円	400円
主食費 (3歳以上)	50円	50円	

▼利用料金の支払い方法

当日現金でお支払いください。

▼注意

○事前の申込が必要です。申込用紙に児童の健康の記録・生活状況等について記入していただきます。

○申告の内容と事実が異なっている場合や、児童が病気などにより集団保育が困難と認められるときは利用をお断りすることがあります。

○保育園の運営上、不測の事態が生じたときや気象状況が急変したときは、一時保育を休止することがあります。

▼申込み・問い合わせ

斎藤保育園 ☎(93) 1330
高雄保育園 ☎(93) 2204

扶桑土地改良区総代会 総代総選挙が行われます

総務課 内線215

扶桑土地改良区の総代の任期満了(平成30年7月5日)による選挙を次の日程で行います。

▼選挙期日の告示 6月17日(日)

▼投票日 6月24日(日)

午前7時～午後3時

▼総代の定数

選挙区	総代数	地区
第1区	15人	高雄
第2区	10人	山那、南山名、小淵
第3区	15人	斎藤、柏森、高木

▼立候補の届出

○期間 6月17日(日)・18日(月)

○時間 午前8時30分～午後5時

○用紙 選挙管理委員会(総務課内)にあります。

▼立候補の資格 扶桑土地改良区の組合員で満25歳以上の方

▼投票所

第1区 扶桑町役場

第2区 山名学習等供用施設

第3区 柏森中央学習等供用施設

問い合わせ 選挙管理委員会
(総務課内)

国民健康保険・後期高齢者医療制度の高額療養費制度について

住民課 内線 247

国民健康保険、後期高齢者医療制度には、1か月（毎月1日から末日まで）の医療費の自己負担額が高額になった場合、申請により自己負担限度額を超えた分が支給される「高額療養費制度」があります。自己負担限度額については、70歳未満の方、70歳以上の方で異なり、また所得によっても異なります。

70歳未満の方

70歳未満の方の自己負担限度額		
区 分	要 件	限 度 額
ア（注1）	旧ただし書所得（注2） 901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% <多数該当（注3）：140,100円>
イ	旧ただし書所得 600万円超～901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% <多数該当：93,000円>
ウ	旧ただし書所得 210万円超～600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% <多数該当：44,400円>
エ	旧ただし書所得 210万円以下	57,600円 <多数該当：44,400円>
オ	住民税非課税	35,400円 <多数該当：24,600円>

70歳以上の方 ◆平成30年8月より70歳以上の方の自己負担限度額が変わり、右側の表になりますのでご注意ください。

70歳以上の方の自己負担限度額 【従来（平成30年7月まで）】				70歳以上の方の自己負担限度額 【平成30年8月から】			
区分	要 件	外来 (個人単位)	入院及び 外来 (世帯単位)	区分	要 件	外来 (個人単位)	入院及び 外来 (世帯単位)
現役並み 所得者	加入している 保険で世帯内 に住民税課税 所得が145万 円以上の被保 険者がいる世 帯の方	57,600円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% <多数該当： 44,400円>	現役並み 所得者Ⅲ	加入している保険で世帯内に住民税課税所得が690万円以上の被保険者がいる世帯の方	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% <多数該当：140,100円>	
一 般	加入している 保険で住民税 課税所得が 145万円未満 のみの世帯の 方 収入の合計額 が520万円 未満（1人世 帯の場合は、 383万円未満） 旧ただし書所 得の合計額が 210万円以下	14,000円 年間上限 144,000円 (注4)	57,600円 <多数該当： 44,400円>	現役並み 所得者Ⅱ	加入している保険で世帯内に住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者がいる世帯の方	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% <多数該当：93,000円>	
				現役並み 所得者Ⅰ	加入している保険で世帯内に住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者がいる世帯の方	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% <多数該当：44,400円>	
低所得者Ⅱ	国民健康保険被保険者全員もしくは、後期高齢者医療被保険者全員と世帯主が住民税非課税	8,000円	24,600円	一般	加入している保険で住民税課税所得が145万円未満のみの世帯の方 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は、383万円未満） 旧ただし書所得の合計額が210万円以下	18,000円 年間上限 144,000円 (注4)	57,600円 <多数該当： 44,400円>
低所得者Ⅰ	国民健康保険被保険者全員もしくは、後期高齢者医療被保険者全員と世帯主が住民税非課税で、各所得から必要経費・控除を差し引くと0円の方		15,000円	低所得者Ⅱ	国民健康保険被保険者全員もしくは、後期高齢者医療被保険者全員と世帯主が住民税非課税	8,000円	24,600円
				低所得者Ⅰ	国民健康保険被保険者全員もしくは、後期高齢者医療被保険者全員と世帯主が住民税非課税で、各所得から必要経費・控除を差し引くと0円の方		15,000円



（変更箇所…青色部分）

▼対象者

1. 同じ方が、1か月に、同じ医療機関に支払った医療費の自己負担額が、自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が払い戻されます。(注5)
2. 同一世帯で、同じ月に21,000円以上の自己負担額が2回以上あった場合、その額を合算して、自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。＜世帯合算＞

▼計算上の注意

1. 月の初日から末日まで、暦月ごとの受診について1か月として計算します。
2. 各医療機関ごとに計算します。ただし、同じ医療機関でも、「医科と歯科」「入院と通院」は別々に計算します。
3. 通院で、お薬を院外処方されている場合は、お薬代も通院の額に含めて計算します。

▼申請方法 「健康保険証」「医療機関が発行する領収書類」「印鑑」「振込先口座がわかるもの」「個人番号（マイナンバー）がわかるもの」「本人確認ができるもの（顔写真付は1点、顔写真の無いものは2点）」を持参し、住民課窓口で申請してください。後期高齢者医療制度の方は、初回のみ申請が必要ですが、2回目以降は自動的に支給されます。

注1：世帯内に所得未申告の方がいる場合は、アの区分となります。

注2：「旧ただし書所得」とは、総所得金額等から基礎控除額33万円を控除した額です。

注3：「多数該当」とは、過去12か月に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目から適用される限度額です。

注4：1年間の自己負担額の限度額となりますが、【8月～翌年7月】の計算となります。

注5：保険適用の無い治療費や入院の差額ベッド代・食事代などは対象となりません。また診療月の翌月1日から時効の2年を超えたものは、申請できません。

◆「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

入院等、医療費が高額となる方は、医療機関にて認定証を提示していただくと、窓口の負担額が限度額までとなります。必要な方は、住民課窓口にて発行しますので、「健康保険証」「印鑑」を持参のうえ、あらかじめ住民課で交付申請をしてください。なお、70歳以上の方は低所得者Ⅰ・Ⅱと現役並み所得の方が申請が必要になります。

あなたの家の樹木などが
道路に出ていませんか

総務課 内線214

町内では道路に出た樹木が原因で次のようなことが起きています。

●標識やカーブミラーが枝で隠れて交差点の安全確認ができない。

●枝が車に当たると通行のために通行できない。道路を安全に通行できるように、樹木は通行の妨げになる前に剪定や撤去など適正な管理をお願いします。

また、道路上に置いてある段差解消ブロックやフラワーポット、植木鉢などは、転倒など事故の原因となり大変危険です。事故が起こった場合、設置者の責任を問われることがありますので、フラワーポットなどは敷地内に移動するなど、安全に通行できるようにご協力をお願いします。

「頭の健康チェック」を実施します

介護健康課 内線233

頭の健康チェックとは、10個の単語を覚えてもらい、できるだけ多くの単語を思い出してもらう等のことを約15分程度行う簡易な認知機能検査です。軽度認知障害は、発見が早期であればあるほど予防治療効果が高いと言われています。

この検査を下記のとおり実施しますので、この機会に是非検査を受けてみませんか。初めてお申し込みの方を優先しますが、これまでに検査を受けた方もご相談ください。

日程	時間	開催場所	対象者	定員	参加費	申込み期間
8月22日(水)	午後1時30分～3時30分	老人憩の家	扶桑町在住の40歳以上で要介護・要支援認定を受けていない方	16名	無料	6月1日(金) 午前9時～ 7月13日(金) (定員になり次第締め切り)
9月19日(水)	午前10時～正午	総合体育館		16名		
10月20日(土)	午前10時～正午、 午後1時～3時	扶桑町図書館 (町民まつり会場内)		48名		
11月22日(木)	午前10時～正午	山名西学習等供用施設		16名		
平成31年 3月12日(火)	午前10時～正午	総合福祉センター		8名		

▼申込み先

扶桑町地域包括支援センター

(電話または窓口)

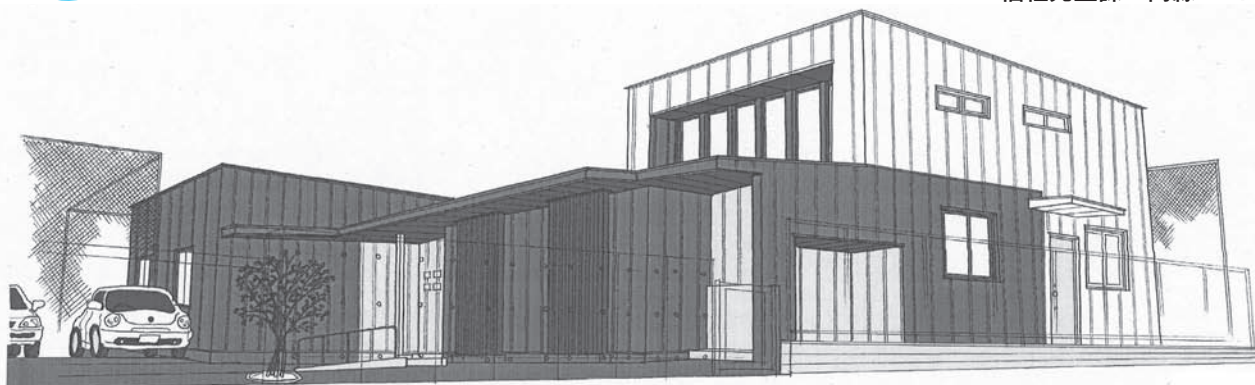
扶桑町大字斎藤字榎230番地

扶桑町総合福祉センター内

☎(91) 1171

放課後児童クラブ専用棟の建設が始まります

福祉児童課 内線 227



山名放課後児童クラブ完成イメージ図

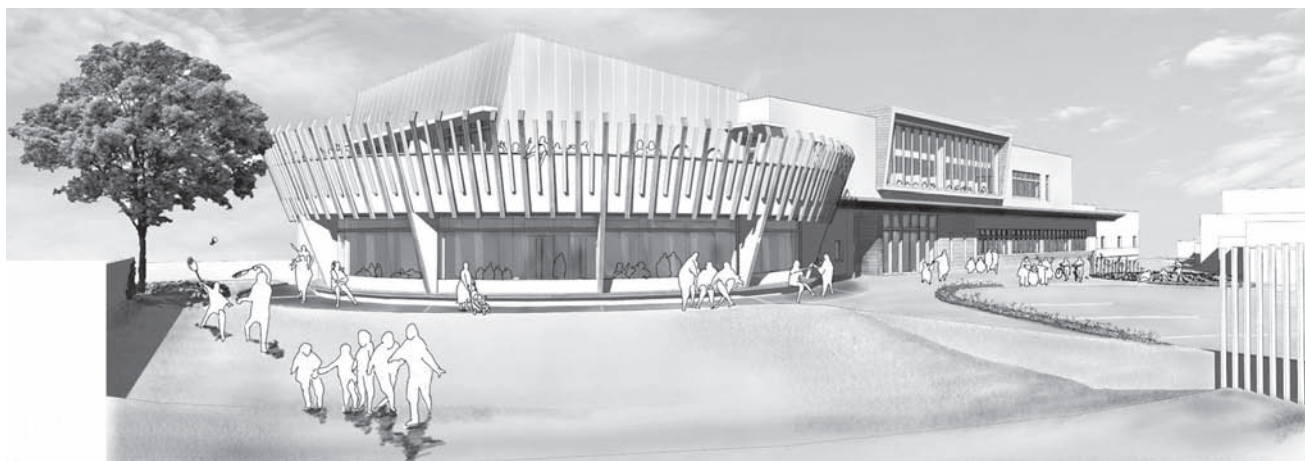
平成 31 年度開所に向けて、扶桑町内 4 つの小学校敷地内に放課後児童クラブ専用棟を建設します。

学校敷地内に放課後児童クラブ専用棟を建設することで、児童の安全な移動に配慮できます。また、定員を増加することにより、対象年齢の拡大を進めていきます。

児童クラブ名	定員（予定）	建設場所
高 雄	160人	扶桑町大字高雄字北海道 61 番地
扶 桑 東	120人	扶桑町大字高雄字定松郷 58 番地
山 名	120人	扶桑町大字南山名字山神浦 152 番地
柏 森	205人	扶桑町大字柏森字丙寺裏 40 番地

（仮称）多機能児童館設計ワークショップ開催中です

福祉児童課 内線 227



（仮称）多機能児童館イメージ図

平成 32 年度開所に向けた（仮称）多機能児童館設計ワークショップを開催しています。どなたでも参加していただけますので、興味のある方は、福祉児童課までお問い合わせください。

＝ ワークショップスケジュール ＝ ～エピソードⅡ〈実施設計編〉～

▼場所：扶桑町総合体育館2階会議室
※第1回のみ保健センター

▼時間：9：30～正午

- ① 6 月 9 日（土） 出会い直し～原寸体験ツアー～
- ② 7 月 7 日（土） テーマ別分科会 その1（使い方編）
- ③ 8 月 4 日（土） テーマ別分科会 その2（空間性能・仕様編）
- ④ 9 月 29 日（土） 実施設計の途中って？のぞいてみよう
- ⑤ 12 月 22 日（土） 中身が大事！管理運営について考えよう
- ⑥ 平成 31 年
2 月 9 日（土） 実施設計お披露目★ワールドカフェ

家庭ごみ収集について

産業環境課 内線 278

◎可燃性ごみ収集について

○事業活動により生じるごみは町では収集しません。

◎資源ごみ・小型ごみ分別収集日程表

地 区 名	資源ごみ・小型ごみの分別収集日 (容器プラと廃プラを含む)	容器プラと 廃プラの収集日
南新田・高雄住宅・北新田・羽根・東川西・東川南・東川北・扶桑住宅・ ビレッジハウス扶桑・村田機械寮	6月3日	6月17日
羽根西・南定松・北定松・高雄団地・福塚・宮島・伊勢帰・扶桑台	6月10日	6月24日
山那・小淵・大門・森・前野・野田・西村・寺前・中村住宅・斎藤東・ 斎藤西・斎藤中・斎藤南・斎藤北・緑ヶ丘・高木東・高木西	6月17日	6月3日
柏森東1区・柏森東2区・柏森レインボー・柏森西・柏森南・柏森北 中島・花立・平塚	6月24日	6月10日

※地区の分別収集に出せない方は、資源ごみ回収拠点（小淵堤外）にて資源ごみ・小型ごみの回収を行っていますのでご利用ください。

○月曜日～金曜日…午前9時～正午 ○土曜日…午前9時～午後3時（正午～午後1時を除く）
（詳しくは年間行事予定表の4ページをご覧ください。）

◎施設で回収するもの *詳しくは年間行事予定表3ページをご覧ください。

回収するもの	回収場所	回収日
6月（偶数月） 紙容器	総合体育館（火曜日休み）、老人憩の家（月曜日、祝日休み） サングリーンハウス（土・日曜日、祝日休み） 各学習等供用施設（月曜日、祝日休み）	6月13日（水）～20日（水） ※各施設の休みにご注意ください。
	役場（土・日曜日、祝日休み） 総合福祉センター（月曜日休み）	開庁日
使用済み 小型家電 (9品目)	役場（土・日曜日、祝日休み） 総合福祉センター（月曜日休み） 総合体育館（火曜日休み）	開庁日

◎集団回収のご案内 *詳しくは実施団体の案内で確認してください。

○6月2日（土） 扶桑中学校 [予備日 6月3日（日）]

ゆずります・さがしています ◆このリサイクルニュースのシステムは、ゆずりたい方・さがしている方をご紹介しますものです。有償・無償の条件提示や交渉等は各個人で責任を持っておこなってください。

新規物品（*）印は6月6日（水）午前9時から先着順窓口受付のみ

産業環境課 内線 273

ゆずります（物品）	さがしています（物品）
* 自転車（小学校高学年～中学生向け） * エレクトーン（YAMAHA EL-900）	● 滝学園の制服（男子用、中学用・高校用・サイズ問わず） ● 扶桑中学校のヘルメット（SかMサイズ） ● イベント用（写真撮影）衣装または着物（子ども・大人用・男女ともに） ● レゴ、三輪車など子どものおもちゃ

農地のおはなし

農地を安心して貸し借り

地域の担い手にあずけませんか？

産業環境課 内線 273

農地を安心して貸し借りするためには、貸し手と借り手が話し合い市町村に届出し、手続きする方法があります。相続等で農地の所有者になったが耕作できない、手が回らず自分で耕作できなくなってしまったなど、いったん耕作放棄してしまうと、農地へ再生するのが大変です。農地の適正な管理ができず、農地をどうにかしたいと思っている方は一度ご相談ください。

また、農地を農地以外（駐車場や資材置場等）に利用するには転用許可が必要です。許可無く転用するのは農地法違反となります。詳しくは農業委員会へお尋ねください。

▼問い合わせ 扶桑町農業委員会（産業環境課内）